

小規模保育事業所における対象年齢の拡大について

厚生労働省 子ども家庭局保育課

前回のWGにおける議論について

◎ 前回WGでご説明した主な内容

- 保育所保育指針（厚生労働省告示）において、3歳以上児に提供する保育については集団での実施が基本とされている。
- 本特例措置を創設した平成29年当時は、待機児童数が過去最多であり、待機児童解消のため、特に深刻な待機児童問題に直面している地域において、特例的に本措置を実施することとしたもの。
- 当時とは待機児童を巡る状況は大きく変わっており、待機児童対策としての政策的な効果、意義いずれも乏しく、保育の質の確保の観点からも望ましくないと考えており、現時点において本特例措置を全国化すべきではない。

◎ 前回WGでいただいた主な御意見

- 待機児童の観点のみで結論付けるのではなく、本特例措置で3歳以上児に拡大した場合の課題を調査すべき。
- 支障がない限り、グレーゾーンのこどもといった集団行動が得意でないケースや交通利便性などの保護者のニーズを踏まえ、保育の選択肢として設けるべき。
- 保育の集団性については、保護者が集団保育を重視していれば、選ばれる保育所は集団保育のところが中心になると考えられ、国が一律に決めるのではなく、選択肢を設けた上で、保護者の判断を尊重し、選択は委ねるべき。

特区活用施設に対するヒアリングについて

前回WGにおいて、特区事業の課題を調査すべきとの御指摘をいただいたことから、下記のとおり実施した。

<特区活用施設に対するヒアリングについて>

- 調査対象施設：大阪府堺市、兵庫県西宮市における12の特区活用施設

※その他の特区活用施設では3歳以上児を現在受け入れておらず対象外

- 質問項目：

- ① 受け入れた3歳以上児について、就学後に小学校での教育や生活に困っているということもはいるか。
- ② 受け入れた3歳以上児の毎日の活動について、集団での遊びの種類や機会が限られていると感じていることはあるか。
- ③ 受け入れた3歳以上児について、特に人との関わりやコミュニケーションに関する育ちの面で難しいと感じることはあるか。
- ④ 発達・発育面で大きく異なる乳児と幼児を小規模の施設で保育することについて、職員が目配りする観点で難しいと感じた事例はあるか。
- ⑤ 発達・発育面で大きく異なる乳児と幼児を小規模の施設で保育することについて、設備環境の観点で難しいと感じた事例はあるか。

<回答結果>

- ① 受け入れた3歳以上児について、就学後に小学校での教育や生活に困っているということもはいるか。

- ・ ある：0（0%）
- ・ なし：2（17%）
- ・ 該当無し：10（83%）

<具体的な意見>

- ◆ 事例が少なく、回答困難であるが、昨年卒園児2名に関しては特に感じることはない。
- ◆ 就学児が1名いるが、夏に就学先の先生に伺ったところ、問題なく過ごしているとのことだった。

特区活用施設に対するヒアリングについて

② 受け入れた3歳以上児の毎日の活動について、集団での遊びの種類や機会が限られていると感じていることはあるか。

- ・ ある：6（50%）
- ・ なし：6（50%）
- ・ 具体的な意見：

<課題あり>

- ◆ 3歳以上児が合同で遊ぶ時間を設けているが、人数が少なく大人数での遊びや行事などが経験できないこともある。
- ◆ 年中、長児になると大人数でのルールのあるゲーム等が楽しめるようになるが、人数が少ないため成立しなかったり面白さが感じにくいことがあり、やりたくても出来ないといったことはある。
- ◆ 大人数必要な集団遊びは全学年で行う等工夫しているが、同学年で行いたい集団遊びは限られると感じる。
- ◆ 3歳以上児が1、2名しか入園して来ず、集団での活動の機会を与えることができていない。

<課題無し>

- ◆ 立地が公園内であり、遊具等の利用も可能。鉄棒、跳び箱、平均台も購入し活動の幅を広げる工夫をしている。
- ◆ 運動会等行事も十分にできていると感じている。
- ◆ その人数にあった保育を心がけているので、感じたことはない。
- ◆ 人数は少ないが2歳児とも集団遊びを楽しんだりするなど、特に困ることは感じない。

特区活用施設に対するヒアリングについて

③ 受け入れた3歳以上児について、特に人との関わりやコミュニケーションに関する育ちの面で難しいと感じることはあるか。

- ・ ある：3（25%）
- ・ なし：9（75%）
- ・ 具体的な意見：

<課題あり>

- ◆ 少人数でも友達との関わりの方は十分に持てる一方、多様な意見を知ることは人数が少なくデメリットはあると感じる。
- ◆ 男女比率により、同学年女子同士のぶつかり合い等、言葉の交し合いの経験から知るやり取りは少ないように感じる。

<課題無し>

- ◆ 異年齢児との合同保育も行うため、特に感じない。逆に年下の子は年上の子の行動を真似ることにより成長が早く、年上の子は年下の子を可愛がり、リーダーシップを取る社会性が育つと感じる。
- ◆ 限られた人との関わりが充実するため、より良いと感じる。
- ◆ 3歳児が、乳児の世話をする等、優しい気持ちが育っているため、難しいと感じたことはない。
- ◆ 人数は少ないが個別に対応できるように、3歳以上児に担当をつけており、特に難しいことはない。
- ◆ 少人数でも3歳児同士、低年齢児とのコミュニケーションは行えていると感じる。

特区活用施設に対するヒアリングについて

④ 発達・発育面で大きく異なる乳児と幼児を小規模の施設で保育することについて、職員が目配りする観点で難しかったと感じた事例はあるか。

- ・ ある：3（25%）
- ・ なし：9（75%）
- ・ 具体的な意見：

<課題あり>

- ◆ 異年齢で関わりを持てる点は良いが、遊びや動きが大きく異なるため、一緒に過ごす際は特に注意して保育している。
- ◆ 場所、時間を分けて活動する必要があり、3歳以上児のみ担当職員をつけているため、職員数を増やすのが難しい。
- ◆ 乳児と幼児の行動範囲が違うため、通常の人員配置では目配りが難しい時もあり、人員を増やし解決している。

<課題無し>

- ◆ 2階建てで、0・1歳児を1階、2歳児以上を2階で保育しており、特に難しい事例は今のところ無い。
- ◆ 3歳児の人数が少なく、落ち着いて遊べている。
- ◆ 3歳児が1歳児のお世話をしたりと自然と異年齢交流やおもいやりの心が育っていると感じる。

特区活用施設に対するヒアリングについて

⑤ 発達・発育面で大きく異なる乳児と幼児を小規模の施設で保育することについて、設備環境の観点で難しかったと感じた事例はあるか。

- ・ ある： 7（58%）
- ・ なし： 5（42%）
- ・ 具体的な意見：

<課題あり>

- ◆ 園庭が無いことや保育室の広さが足りないため、生活時間や遊びが異なる子ども達を分けて保育することが困難。
- ◆ 2階建てで、0・1歳児を1階、2歳児以上を2階で保育しており、現在は3歳児までなので特に感じないが、4・5歳児になった場合は運動量の確保に配慮したいと考えている。
- ◆ 各室の面積は限られるため、壁でなく棚等で仕切り、必要に応じて大きく1室にできるようにしているが、その棚の安全面や固定・移動の手間が大きい。
- ◆ 乳児にとっては丁度よい園庭の広さだが、幼児にとってはもう少し広いほうが良いと感じることはある。
- ◆ 今年度は2名だが、来年度は6名になるため、集中できる環境作りが今後の課題。
- ◆ 用意する保育環境が違いため、活動場所を区分する必要があった。戸外遊びも午前午後の2回必要など、時間の使い方も違ってくるので、やはり配置基準での職員数では難しく、3歳以上児専属の担当が必要になる。
- ◆ ワンルームでの保育のためクラス活動をする上で、生活の流れの違いから、お互いが集中できない時がある。

<課題無し>

- ◆ 遊び、生活を分ける際は部屋を分けるなど工夫しているため、難しいと感じたことは無い。

現行上の制度について

- ✓ 児童福祉法第6条の3第10項第1号のとおり、小規模保育事業は、満3歳未満のこどもを保育することを目的とした施設とされている。
- ✓ 同項第2号のとおり、地域の実情を勘案して、満3歳以上のこどもを保育することができるが、この「地域の実情」は、例えば、過疎地やへき地など近くに保育施設等が無い場合などを例示しており、特例的な扱いとなっている。

◎児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄） （事業）

第六条の三

⑩ この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 **保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のもの**について、**当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設**（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業
- 二 **満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案**して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、**前号に規定する施設**において、保育を行う事業

◎事業者向けFAQ

Q 7) 小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児とされているのは何故ですか。また、3歳以上児の受け入れが認められるのはどのような場合ですか。

3歳児以降は、子どもの人数の多い集団の生活の中で育つことが発達段階として重要であることから、小規模保育事業の対象は、原則として3歳未満児としています。（他の地域型保育事業も同様）

ただし、**例えば、過疎地やへき地などで近くに教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園）がない場合や、きょうだいで別々の施設に通園せざるを得ない場合など市町村が特に必要と認めた場合**には、3歳以上児を受け入れることも可能です。

現行上の制度について

◎「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（通知）」

（別紙10）

IV 特定利用地域型保育

（1）特定利用地域型保育の実施基準

特定利用地域型保育に係る特例地域型保育給付費については、以下のような事情がある場合で、市町村が必要と認めた場合に限り支給することができるものであること。

- i 支給認定保護者が居住する地域に保育所又は認定こども園が無い場合。
- ii 特定地域型保育事業を利用する3号認定子どもが、年度の途中で満3歳を迎えて認定区分が2号となったが、地域において2号認定に係る利用定員に空きがない場合に当該年度内において、引き続き特定地域型保育事業を利用する場合。この場合において、満3歳を迎えた年度を超えてもなお、保育所や認定こども園の利用が困難な場合については、満4歳を迎える年度内に受入先を確保することを基本として、市町村が真にやむを得ないと判断する場合に限り、特定地域型保育費を支給することができるものであること。
- iii 保育認定を受けた事業主が雇用する労働者の子どもが、保護者の希望により満3歳以降も、引き続き利用する場合。なお、この場合においては、雇用する労働者に係る利用定員の範囲内での受入が原則であること。

ヒアリング結果を踏まえた論点

◎論点

保育所保育指針において3歳以上児は集団保育が重要であるとして、児童福祉法上も小規模保育事業を満3歳未満のこどもを保育することを目的とした施設している中、本特例措置の全国展開について、以下の論点がある。

- ✓ **ヒアリング結果を踏まえ、本特例措置では、集団での遊びの種類や機会に課題がある中、全国展開をすることをどう考えるか**
- ✓ **待機児童の解消を目的として行った特例措置であるという建て付けである中で、全国展開する必要性をどう考えるか**
- ✓ **一方、集団保育が原則としつつも、待機児童の観点に限らず、保護者のニーズ等を踏まえ、本特例措置に限定しない全国的な対応を行うにあたって、児童福祉法第6条の3第10項第2号の「地域の実情」の取扱いをどう考えるか**